種類	精度	実施時期	地域（所属番号図名）	摘要
地形図	２万５千分１	平成22年	徳島 11―3 讃岐津田	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	〃 14―2 五剣山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 14―4 高松北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 15―1 志度	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 15―3 高松南部	〃　〃　〃

種類	精度及び図名	実施時期
数値地図（ＣＤ―ＲＯＭ）	10mメッシュ（火山標高）全国	平成20年

備考　地図の刊行日　平成24年４月１日
　　数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成24年４月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・柾判）５面分を提供する。

種類	精度	実施時期	地域（所属番号図名）	摘要
地形図	２万５千分１	平成24年	熊本 7―2 植木	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	〃 7―4 伊倉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 8―1 熊本	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 8―2 宇土	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八代 5―1 松橋	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成24年４月２日
　　数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成24年４月２日刊行分の２万５千分１地形図（３色・柾判）５面分を提供する。

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年３月 30 日　　国土交通大臣　前田　武志

種類	精度	実施時期	地域
災害復興計画基図	２千５百分１	平成23年	岩手県　宮古市
〃	〃	〃	〃　陸前高田市
〃	〃	〃	宮城県　女川町
〃	〃	〃	〃　岩沼市
〃	〃	〃	〃　亘理町
〃	〃	〃	福島県　相馬市
〃	〃	〃	〃　南相馬市

備考　災害復興計画基図は、ＤＭデータをオンライン刊行で提供する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４１０号

秋田市手形字十七流184番地２

債務者　浅村多知子

１　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号

神戸市北区鈴蘭台北町５丁目５番15号　山村文化201号

債務者　向吉ガラスこと　向吉　敏治

１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号

高知市桟橋通１丁目10番３号

債務者　久保　恭邦

１　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長山　育男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０号

兵庫県伊丹市西野１丁目14番地３

債務者　橘高　訓史

１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　　純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５１号

兵庫県伊丹市西野１丁目14番地３

債務者　橘高まゆみ

１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　　純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７７５号

大阪府泉佐野市鶴原1171番地の10

債務者　堀江　俊男

１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　知美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７６号

大阪府泉佐野市泉ケ丘４丁目10番１号

債務者　堀江　省吾

１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　知美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４号

秋田市外旭川八柳２丁目９番10号　コーポ鎌田Ｉ22号

債務者　小西　達也

１　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣嶋　清則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４１４号

札幌市豊平区平岸３条６丁目６番15―202号

債務者　塚本文美子

１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１５０号

大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―315号、申立時の住所大阪市淀川区木川西１丁目６番１号　ビギンハイツＢ301号

債務者　和田　宗久

１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部